



農事普及だより

(11月号 令和5年11月1日~11月30日)

〔発行〕鶴田町／鶴田町農業支援センター／鶴田町産業課
つがるにしきた農業協同組合鶴翔統括支店
西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室
〔編集〕西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室



(令和5年10月19日 仙台管区気象台発表
東北地方1か月予報より)

東北日本海側では、平年と同様に曇りや雨の日が多くなる可能性が高い。気温は、期間の前半はかなり高くなる見込みである。

畑作



収穫は計画的に行おう！

1. 収 穫

- (1) 刈取時の水分は、以下を参考にする。
 - ① 子実水分20%以下（爪を立てる少し跡が残る程度）
 - ② 茎水分50%以下（爪でこすっても表皮が剥げない程度、手でポキッと折れる）
- (2) 降雨後は、茎や莢が十分乾燥したことを確認してから作業を行う。
- (3) コンバイン収穫時、土のかみ込みによる汚損粒が発生しないよう注意する。
- (4) 収穫後は速やかに乾燥を行う。

2. 乾燥・調製

- (1) 子実水分は15%以下に調製する。
- (2) 紫斑病、マメシンクイガの被害粒を除去する。



熟度は進んでいる。適期収穫に努めよう！
盗難に注意しよう！

10月21日現在のふじの果実肥大（横径）は、板柳町五幾形（県生育観測所）で9.8cmと平年より1cm大きかった（平年比111%）。ふじの熟度（りんご研究所：黒石市）は、5日程度進んでいると見込まれる。

1. 晩生種の収穫

(1) 適期収穫

晩生種は無袋ふじが収穫期に入っている。本年のふじは熟度が進んでいる。収穫の遅れはつる割れの発生増加につながるので、適期に収穫を終えるようにする。

(2) 果実疫病防止対策

① 収穫直前まで

反射シートを片づける際には土を飛散させないようにし、りんご樹にかけて干さない。収穫用のかごや箱の土は、あらかじめ洗い落としておく。

② 収穫時

降雨時の収穫は行わない。やむを得ず収穫する場合は、果实に泥が付着しないように注意する。特に、はしごを移動する際、手に泥が付きやすいので、はしごを動かした後は十分注意する。

落果や収穫の際に落とした果実は、収穫果に混入しない。

③ 収穫後

収穫果は、園地に野積みしない。

(3) 選果時の注意

シンクイムシ類の被害果を流通させないために、食入痕も見分けられるよう十分に明るい場所で行い、徹底して選別する。

シンクイムシ類は、がくあ部（尻）やつる元から食入することが多い。脱出や糞の排出は赤道部からの場合が多い。がく片やつるの陰になっているところから食入又は脱出することもあるので、注意深く確認する。

本年は、輪紋病、炭そ病、すす斑病、すす点病の発生が見られる。腐敗果だけでなく、斑点の生じた果実が混入しないように注意する。

また、日焼け果やさび果、つる割れの発生が見られているので、出荷先の基準により選別する。

2. 腐らん病対策

収穫時に折れ、つる抜けとして残ったつるから病原菌が侵入するので、つるが果台に残らないように丁寧に収穫する。つるが残った場合は必ず果台から取り除く。

発生が多い園地では、採果痕などからの感染を防止するため、収穫後できるだけ早めに、ベフラン液剤25 1,000倍、トップジンM水和剤1,000倍又はベンレート水和剤2,000倍のいずれかを特別散布する。

3. 黒星病対策及び褐斑病の対策

病原菌の密度を下げるため、伝染源となる被害落葉は、かき集めて適正に処分するか、土中にすき込むなど耕種的防除対策を積

極的に行う。

4. 収穫後の園地管理

(1) 雪害防止対策

根雪前に、雪害を受けそうな枝への支柱入れや不要な枝の剪去、幼木の枝の結束などを行う。

(2) 野ネズミ対策

① 園地を清掃し、餌となる果実や作物の残さなどは片づける。

② 草生、敷草等を行っている場合は、野ネズミが巣を作りやすいので積雪前に幹の周辺を清耕にしておく。

③ 特に被害を受けやすい苗木及び若木は、地上1m位の高さまで（積雪の多いところではさらに上まで）樹幹に金網や合成樹脂のプロテクターなどの被覆資材を巻きつける。

④ 殺そ剤による駆除は毒餌を食べた場合にのみ効果があるので、食いつきが悪い場合は、殺そ剤を含まない餌を与えて2~3日喫食させた後に毒餌をおく。なお、殺そ剤や忌避剤を利用する際には、使用基準を遵守する。

(3) 苗木の植付け、補植

植穴には、堆肥、苦土炭カル等の土壤改良資材を施用する。

(4) 酸性土壌の改良

酸性土壌の園地では、苦土を含む石灰質肥料を施用後、下層への浸透を図るために、5cm程度の深さで軽く耕うんする。長年、耕うんしていない園地では、断根による悪影響を避けるため、晚秋に実施する。

クマに注意！！

シキノワグマ出没警報が発表されました！

（期間：10月3日～11月30日、対象区域：青森県内全域）

10月中旬、鶴田町近隣の「弘前市十面沢狐森」地区でクマによる食害が確認されました。鶴田町管内でも出没の可能性があるため、下記の事柄に注意しましょう。

クマに出会ってしまったら

① 大声を上げたり、攻撃したり、背中を見せて走らない。（逃げるものを追う習性があります。）

② 子グマを見ても決して近寄らない。（近くに必ず親グマがいます。）

③ 後ずさりしながら静かに立ち去る。



特産
果樹



ぶどう

貯蔵中の品質管理を徹底しよう！

1. スチューベンの貯蔵

- (1) 灰色かび病菌等による腐敗を防ぐため、貯蔵温度を0°C付近に保持するとともに、被害果は貯蔵中でも取り除く。
- (2) 被害果を取り除く時期の目安は、穂軸、果軸の萎縮や褐変が軽く見え始め、1果当たり1~2粒が脱粒し始めた頃である。

2. 剪定

- (1) 剪定は、落葉後早めに行う。
- (2) 架線の巻きひげや枯死枝は、晩腐病や黒とう病の越冬源となるので必ず除去し、処分する。
- (3) 剪定方法には長梢剪定と短梢剪定があり、スチューベンは長梢剪定、シャインマスカットはいずれでもよいが短梢剪定の方が容易である。

3. 収穫後の園地管理

- (1) 収穫後は園地を清掃するとともに、酸性土壌の改良や野ネズミ被害の防止、雪害の防止等の対策を行う。
- (2) 本年は黒とう病、晩腐病などの発生が広く見られた。発生した園地では、被害葉・新梢などが翌年以降の伝染源となるため、丁寧に取り除き、適切に処分するとともに、来年の休眠期散布を必ず行う。

スズメバチに注意しましょう！

今シーズン、農作業等に係るスズメバチに関する問合せが何件ありました。

また、夏から秋にかけては、翌年の巣作りを担う新しい女王蜂を育てる期間で、ハチが過敏になります。農作業の際に刺されないように気を付けましょう。

ハチの巣を見つけたら

- 鶴田町では、建物などに作られたハチの巣の除去は、建物などを所有する方に行っていただくことになっています。
- 自分でハチの巣を除去できない場合は、駆除業者等にご相談ください。
- 駆除剤の購入や駆除業者による除去は有料となります。



ほうれんそう・こまつな

1. 栽培管理

- (1) 株が混んでいる場合は、発芽が揃った頃と本葉2枚の頃に2回程度、間引きを行う。
- (2) 基本的に追肥やかん水は必要ないが、かん水は、土壌が乾きすぎたり、生育が劣るような場合に、暖かい日の午前中に行う。

2. 収穫・調製

25cm前後で収穫し、根を切りそろえる。

おうとう

野ネズミとコスカシバ対策で園地の健全化を図ろう！

1. 積雪前の園地管理

積雪前に園地を清掃するとともに、酸性土壌の改良や野ネズミや雪による被害の防止等の対策、補植を行う(りんごの項を参照)。

2. コスカシバ対策

被害が見られる園地では、来年の開花前にフェニックスフロアブル500倍を樹幹部に、薬液が十分かかるように手散布する。

野菜

こまめな温度管理により生育量の確保に努めよう！

~~~~~ 冬期間のハウス管理 ~~~~

- (1) 内張(2重カーテン)やトンネル、不織布などで保温し、最低気温が5°C以下にならないようにする。
- (2) ハウスの内張は毎日開閉し、できるだけ日光が当たるようにする。
- (3) 風のない日中(午前10時~午後3時を目安)に換気すると、ハウス内の湿度が下がり、凍害を受けにくくなる。
- (4) サイドに積もった雪と屋根から落ちた雪が凍結し、軒先より高くなるとハウスの倒壊につながりやすいので注意する。

ほうれんそう・こまつな

1. 栽培管理

- (1) 株が混んでいる場合は、発芽が揃った頃と本葉2枚の頃に2回程度、間引きを行う。
- (2) 基本的に追肥やかん水は必要ないが、かん水は、土壌が乾きすぎたり、生育が劣るような場合に、暖かい日の午前中に行う。

2. 収穫・調製

25cm前後で収穫し、根を切りそろえる。

町農業委員会では、毎年6月中旬から農地パトロールを実施し、遊休農地や、放任園等の発生防止に取り組んでいます。

農地の貸借や売買については、町農業委員会へご相談ください。



農業経営収入保険に加入しましょう！

農業経営収入保険制度とは、全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによって農業収入が減少した際に、最大9割が補填される制度です。

これまで、収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、制度改正により1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和6年産から青色申告をされる方であれば、令和7年1月から収入保険に加入する事ができます。

保険料に対して、町も補助を行っておりますので、農業経営収入保険への加入を是非ご検討ください。



登録品種に関する注意喚起

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許可が必要です。
 - ・育成権者の許可を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
 - ・他都道府県で開発された品種によっては、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ(<http://www.hinshu2.maff.go.jp>)で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成権者を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科される場合があります。



【農業の相談はこちらへ】

農業についての各種相談を受け付けております。受付した内容は即時対応いたしますので、気軽にご相談ください。

鶴田町農業支援センター 午前9時から午後5時 ☎22-2111(役場産業課)

～農事普及だよりは町ホームページにも掲載しております～

URL <http://www.town.tsuruta.lg.jp/kurashi/kurashi-nougyou/post-117.html>